

目	次	ページ
規 則		
19 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示		
15 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可	1
辞 令		
事務所長の任免について	2

規 則

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 10 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 19 号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則（平成 16 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「130 万円」を「150 万円」に改め、同項第 2 号中「65 万円」を「75 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県交通災害共済条例施行規則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の交通災害について適用し、平成 23 年 3 月 31 日以前の交通災害については、なお従前の例による。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

平成 23 年 10 月 1 日から別表第 2 の 6 の項及び 7 の項に規定する事務に小千谷市を加入させることに伴って新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、平成 23 年 9 月 22 日付け総行市第 96 号をもって総務大臣から許可があった。

平成 23 年 10 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。
別表第 2 の 6 の項中「加茂市」を「小千谷市、加茂市」に改め、同表 7 の項中「三条市」の次に「、小千谷市」を加える。

附 則

この規約は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 23 年 10 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 23 年 9 月 24 日付け 刈羽村事務所長を免ずる 安 沢 正 光